

第5節 協 議

1 協 議

宅地造成等規制法

(国又は都道府県の特例)

第11条 国又は都道府県（指定都市、中核市又は特例市の区域内においては、それぞれ指定都市、中核市又は特例市を含む。以下この条において同じ。）が、宅地造成工事規制区域内において行う宅地造成に関する工事については、国又は都道府県と都道府県知事との協議が成立することをもって第8条第1項本文の許可があったものとみなす。

福島市宅地造成等規制法施行細則

(協議)

第11条 法第11条の規定により市長と協議しようとする者は、宅地造成工事に関する協議書（様式第12号）の正本及び副本に省令第4条第1項の表に掲げる図面を添付して市長に提出するものとする。

2 市長は、協議が成立したときは、協議をした者に対し、前項の協議書の副本に所要事項を記載した上その旨を通知する。

3 協議をした者は、協議が成立した宅地造成工事に関する計画に変更が生じたときは、速やかに市長と協議しなければならない。

4 第7条、第8条及び第10条の規定は、協議が成立した宅地造成工事について準用する。

(1) 法第11条は、国又は都道府県が宅地造成工事規制区域内において宅地造成に関する工事を行う場合は、法第8条第1項の許可を要しないという特例規定ですが、これは、工事施工者である国又は都道府県と許可権者である都道府県知事の地位から許可処分が適当でないと思われるからです。このため、協議が成立することによって許可があったとみなすもので、当然、監督処分、工事完了の検査等の規定は適用されますし、検査証の交付も予定されます。

(2) 本市が行う造成工事（公共の用に供する施設に係る工事を除く。）の場合は、法第8条の許可を要すると考えられますが、上記地位の観点から「協議」とすることが適当と判断しました。

なお、権限移譲の事前の協議の際に、県から同様な考え方を示されました。

地方自治法

(条例による事務処理の特例の効果)

第252条の17の3

3 第1項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により市町村が国の行政機関と行うものとなる協議は、都道府県知事を通じて行うものとし、当該法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる許認可等に係る申請等は、都道府県知事を経由して行うものとする。

2 国等の機関

次に掲げるものも、国又は都道府県（指定都市、中核市又は特例市を含む。）とみなします。

	団体の名称	根拠法令
国に準じる機関	独立行政法人都市再生機構 新エネルギー・産業技術総合開発機構 労働福祉事業団	独立行政法人都市再生機構法施行令第34条第1項第7号 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律施行令第8条第1項第3号 労働福祉事業団法施行令第7条第1項第7号
県等に準じる機関	土地開発公社 地方住宅供給公社	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第9条第1項第3号（都道府県、指定都市、中核市が設立したものに限り。） 地方住宅供給公社法施行令第2条第1項第6号（都道府県、指定都市、中核市が設立したものに限り。）

政

令

独立行政法人都市再生機構法施行令

（他の法令の準用）

第34条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

（7）宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第11条（同法第12条第3項において準用する場合を含む。）

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律施行令

（他の法令の準用）

第8条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

（3）宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第11条

労働福祉事業団法施行令

（他の法令の準用）

第7条 次の法令の規定については、事業団を国の機関とみなして、これらの規定を準用する。

（7）宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第11条

公有地の拡大の推進に関する法律施行令

（他の法令の準用）

第9条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、指定都市が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、中核市が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。

（3）宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第11条（同法第12条第3項において準用する場合を含む。）

地方住宅供給公社法施行令

（他の法令の準用）

第2条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第23号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

（6）宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第11条（同法第12条第3項において準用する場合を含む。）